

[事案 2024-252] 損害賠償請求

・令和 7 年 3 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 30 年 12 月に、募集代理店を通じて契約した米ドル建積立利率変動型一時払終身保険について、以下の理由により、円建終身保険移行時の積立金額と解約返戻金額の差額およびこれに対する年 3% の割合による遅延損害金を支払ってほしい。

- (1) 円建終身保険移行特約（以下「本特約」）による円建終身保険移行額が解約返戻金である旨の説明が不十分である。目標額に到達するだけで積立金が自分の同意なく解約返戻金となり、解約扱いによる解約手数料が発生するなどデメリットに関する事前説明がなく、パンフレットの図面も不適切である。
- (2) 円建終身保険に移行した際の解約手数料が約 70 万円になった。事前に説明を受けていたならば、他の運用方法を選択していた。
- (3) 契約締結後に送付されてくる契約内容通知文書や保険会社のホームページ上の FAQ には、目標額到達時に移行するのは解約返戻金であり、契約者負担の手数料が発生する旨の情報提供がない。移行するのが解約返戻金であることが事前にわかっていたら、目標金額を引き上げて解約としない措置をとることができた。

<保険会社の主張>

契約締結前交付書面兼商品パンフレットには、本特約により円建終身保険に移行する際の移行額が円建目標額到達時の解約返戻金額となることが明確に記載されており、募集人はかかる書面を用いて十分な説明をしていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。